

NPO法人等の活動継続へ支援金を給付

◇◇◇ 令和2年11月2日（月）から申請受付 ◇◇◇

1 趣旨

新型コロナウイルスの影響により寄附金や会費等の収入が減少し、社会貢献活動の継続に支障の生じているNPO法人等に対し、活動継続支援金を給付します。

2 対象法人

特定非営利活動法人（NPO法人）
一般社団法人及び一般財団法人（公益認定を受けた法人を含む）

3 対象要件

- （1）広島県内に主たる事務所があり、不特定多数を対象とした社会貢献活動をしていること
対象期間の始期において、設立して1年以上が経過していること
- （2）新型コロナウイルス感染症の影響によって、寄附金等の対象となる収入の総額が、令和2年1月～12月のうち連続する6か月または1年間に、前年同期と比較して50%以上減少していること
- （3）国の持続化給付金において、寄附金等の減少に対する給付を受けることができないこと*1
*1 NPO法人であって、寄附金等が経常収益の5割以上を占め、令和2年1月以降の任意の月で、寄附金等と事業収益の合計額が前年同月比で5割以上減少した場合には、持続化給付金の給付を受けることができます。ただし、事業収入の減少により既に持続化給付金の給付を受けている場合には、寄附金等が減少していても追加の給付は受けられません。
- （4）令和2年4月1日時点で、常時使用する者が100人以下であること
（一般財団法人の場合は、上記かつ法人の出資金の額が5千万円未満であること）
- （5）選挙及び宗教の普及に係る活動を主たる目的としていないこと
- （6）暴力団及び暴力団員と関わりを持っていないこと

4 支給金額

30万円

ただし、前年同期からの減少額を上限とします。

《計算方法》

対象期間*2の前年同期の対象収入*3の総額 — 対象期間*2の対象収入*3の総額

*2 令和2年1月～12月のうち連続する6か月又は1年間

*3 寄附金や会費収入などの収入（事業収入は含まない）

5 申請期間

令和2年11月2日（月）から令和3年1月29日（金）まで

※ 事務局及び県公式ホームページの開設は、令和2年10月28日（水）からの予定です。

制度の詳細は、別紙チラシをご覧ください。

NPO法人等活動継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により寄附金や会費収入等が減少し、社会貢献活動の継続に支障が生じているNPO法人等に対し、活動継続支援金を交付します。

対象法人

特定非営利活動法人(NPO法人)、一般社団法人、一般財団法人(公益認定を受けた法人を含む)

対象要件

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響によって、**寄附金等の対象となる収入の総額**が、令和2年1～12月のうち**連続する6か月又は1年間に前年同期比50%以上減少**していること
- ◆ 国の持続化給付金において、**寄附金等の減少に対する給付を受けることができないこと***1
*1 NPO法人であって、寄附金等が経常収益の5割以上を占め、令和2年1月以降の任意の月で、寄附金等と事業収益の合計額が前年同月比で5割以上減少した場合には、持続化給付金の給付を受けることができます。ただし、事業収入の減少により既に持続化給付金の給付を受けている場合には、寄附金等が減少していても追加の給付は受けられません。
- ◆ 広島県内に主たる事務所があり、広島県内で不特定多数を対象にした社会貢献活動を行っていること
対象期間の前年同期の始期以前に設立していること
- ◆ 令和2年4月1日時点で常時使用する者が100人以下であること
(※一般財団法人の場合は、上記かつ法人に抛出されている財産の額が5千万円未満であること)
- ◆ 選挙・宗教の普及に係る活動を主たる目的としていないこと
- ◆ 暴力団及び暴力団員と関わりを持っていないこと

支給金額

1法人あたり**30万円**を上限に交付

※ただし、**対象期間の前年同期の対象となる収入の総額からの減少分を上限**とします。



《支給金額の計算方法》 ※対象期間とは…令和2年1～12月のうち、寄附金などの事業収入以外の収入総額が前年同期比▲50%以上の任意の連続する6か月又は1年間

[A]対象期間の前年同期の対象となる収入(事業外収入)総額 - [B]対象期間の対象となる収入総額

申請受付期間

令和2年11月2日(月) から 令和3年1月29日(金) まで



【申請に関するお問合せ】

広島県NPO法人等活動継続支援金 事務局

(株式会社マイティネット:業務委託事業者)

専用電話: **082-208-3210**

受付時間: 9:00～17:00 (土日祝を除く)

【広島県公式ホームページ】

広島県NPO法人等活動継続支援金

検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/npo/covit-19-npo-katsudokeizokushienkin.html>

【制度全般に関するお問合せ】

広島県環境県民局県民活動課
(NPO・地域安全グループ)

電話: 082-513-2721・2724・2744(直通)

【申請の流れ】

1 交付申請

次の書類を提出してください。

- ① 申請書兼実績報告書
- ② 登記履歴事項全部証明書
- ③ 令和2年4月1日現在の従業員名簿等
- ④ 前事業年度の事業報告書及び計算書類
- ⑤ 対象期間（令和2年1月～12月のうち連続する6か月又は1年間）の対象となる事業外収入の額が分かる書類
- ⑥ 対象期間の前年同期の対象となる事業外収入の額が分かる書類
- ⑦ 振込先金融機関の名称及び口座名義等を確認することができる書類

※申請の手引きや様式等は[県ホームページ](#)からダウンロードが可能です。

※添付書類チェックリストをご活用ください。

● 申請期限 **令和3年1月29日（金）〔消印有効〕**

● 申請・問合せ先

NPO法人等活動継続支援金 事務局

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目3-34
本川信愛ビル3階

専用電話 **082-208-3210**

受付時間 9:00～17:00（土日祝を除く）

郵送による
提出にご協力
ください。

2 審査・交付決定

申請内容を審査したのち、1法人あたり**30万円を上限に**

対象期間の前年同期の対象となる収入の総額からの減少分を交付します。

※原則、1法人につき1回です。

ただし、1回目の申請の対象期間が6か月で交付金額が30万円未満の法人に限り、2回目の申請が可能です。
詳しくは、申請の手引き7ページをご覧ください。

【支援金に関するQ & A】

Q1 申請の対象となるのはどのような収入ですか？

寄附金、会費、助成金等、法人の収入のうち事業収入を除いたものが対象です。
ただし、国及び地方公共団体からの委託金及び補助金は対象に含みません。

その他のよくある
質問については
こちらをご覧ください。



Q2 国の持続化給付金との併給はできますか？

持続化給付金の給付を受けている場合でも、本支援金の交付を受けることができます。
ただし、令和2年9月29日から国により受付開始された、寄附金等を主な収入源とするNPO法人に対する追加措置との併給はできません。